

特別会計と企業会計

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳の単純合計と総額や歳入と歳出の差し引きなどの数値は一致しないことがあります。

【特別会計】 市が特定の事業を行う時に経理を明確にするために、一般会計と区別した会計です。

会計名	歳入額	歳出額	差引額
阿蘇山観光事業	1億 6,443万円	1億 6,184万円	259万円
国民健康保険事業	34億 4,973万円	34億 1,811万円	3,162万円
介護保険事業	38億 3,106万円	35億 5,630万円	2億 7,476万円
後期高齢者医療事業	5億 6,796万円	5億 5,481万円	1,316万円
坂梨財産区	1,297万円	765万円	532万円
古城財産区	1,385万円	612万円	774万円
中通財産区	2,405万円	1,223万円	1,183万円
宮地財産区	4万円	2万円	2万円

【企業会計】 市が経営する企業の会計です。

会計名	歳入額	歳出額	差引額
水道事業	収益的収入額	収益的支出額	収益的収支
	5億 873万円	4億 7,083万円	3,790万円
	資本的収入額	資本的支出額	資本的収支
	1億 7,078万円	3億 81万円	▲ 1億 3,003万円
公共下水道事業	収益的収入額	収益的支出額	収益的収支
	5億 6,411万円	5億 3,613万円	2,798万円
	資本的収入額	資本的支出額	資本的収支
	1億 6,438万円	3億 2,201万円	▲ 1億 5,763万円
病院事業	収益的収入額	収益的支出額	収益的収支
	25億 7,272万円	29億 4,512万円	▲ 3億 7,240万円
	資本的収入額	資本的支出額	資本的収支
	1億 9,616万円	3億 5,589万円	▲ 1億 5,973万円

財政の健全化判断比率などをお知らせします

健全化判断比率とは

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を4つの指標で判断するものです。

資金不足比率とは

公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

○健全化判断比率 (単位:%)

指標名	阿蘇市	早期健全化基準 (注意)	財政再生基準 (危険)
①実質赤字比率	—	13.29	20.0
②連結実質赤字比率	—	18.29	30.0
③実質公債費比率	8.9	25.0	35.0
④将来負担比率	45.6	350.0	—

※①及び②は、黒字の場合「—」を記載しています。
※健全化判断比率、資金不足比率は健全化法に基づく数式により算出しています。
※全ての指標で基準内となっています。

「令和6年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率」は監査委員の審査に付され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、是正改善を要する事項についても、特に指摘すべきものはないとの意見が出されています。

☎ 企画財政課財政係 ☎ 22-3204 ☎ 監査委員事務局 ☎ 22-3240

○資金不足比率 (単位:%)

会計名	阿蘇市	経営健全化基準 (注意)
水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	

※資金不足は生じていませんので、「—」を記載しています。

令和6年度決算

令和6年度一般会計と特別会計・企業会計の決算状況について、皆さまから納めていただいたお金や国・県から交付されたお金がどのように使われたのかをお知らせします。

一般会計 歳入総額 214億5,522万円		
地方交付税	71億 6,260万円 (33.4%)	どの地域に住む住民にも一定水準の行政サービスを提供できるよう国から交付されるお金
国県支出金	51億 6,998万円 (24.1%)	特定の事業を行うために国県から交付されるお金
市税	31億 7,109万円 (14.8%)	市民の皆さまから納めていただいた税金
繰越金	17億 2,067万円 (8.0%)	前年度から繰り越したお金
財産収入等	14億 702万円 (6.5%)	財産収入のほか、寄附金、繰入金、諸収入
地方譲与税・各種交付金	11億 9,498万円 (5.6%)	国税や県税として徴収したものを、国や県が一定の基準により、市に対して譲与・交付するお金
市債	11億 8,030万円 (5.5%)	特定の事業を行うために市が借り入れたお金
使用料等	4億 4,859万円 (2.1%)	使用料のほか手数料、分担金及び負担金

一般会計 歳出総額 199億5,802万円		
民生費	64億 1,171万円 (32.1%)	子育て、高齢者、生活保護などの福祉のために使われるお金
総務費	27億 1,436万円 (13.6%)	財産管理や情報化、交通、防災、統計、選挙などに使われるお金
農林水産業費	22億 5,389万円 (11.3%)	農林畜産業の振興のために使われるお金
教育費	22億 2,851万円 (11.2%)	教育や文化・スポーツの振興のために使われるお金
公債費	20億 4,850万円 (10.3%)	市の借金を返済するために使われるお金
衛生費	15億 2,792万円 (7.7%)	ごみ処理や環境整備、健康づくりなどに使われるお金
土木費	11億 4,074万円 (5.7%)	道路や橋、河川、公営住宅などの整備に使われるお金
商工費	8億 1,525万円 (4.1%)	商工、観光の振興のために使われるお金
消防費	6億 1,096万円 (3.1%)	消防活動や防災対策のために使われるお金
議会費	1億 5,201万円 (0.8%)	議会運営のために使われるお金
災害復旧費	5,419万円 (0.3%)	災害復旧のために使われるお金

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳の単純合計と総額や歳入と歳出の差し引きなどの数値は一致しないことがあります。

歳入歳出差引額 14億 9,720万円

保育園・認定こども園（保育部分）

● 申込受付期間

11月4日（火）～11月28日（金）

※申込期限を超える場合は2次選考扱いとなります。
 ※令和8年5月以降の入所は、前々月の20日までにお申し込みください。

● 提出書類

「支給認定申請書」などの提出書類は、福祉課・各支所・各園に用意してあります。市ホームページからもダウンロードできます。家庭の状況などにより、必要な書類が異なりますので、詳しくはお尋ねください。

※ 支給認定区分：2号・3号認定

● 提出先 福祉課・各支所・各施設のいずれか

※ 提出後、家庭状況や保育を必要とする事由などに
 変更があった場合は、速やかに変更手続きを行っ
 てください。

● 入園決定

入園や支給認定結果は、令和8年2月中にお知らせ
 します。

ご希望の園に希望者が多く、定員を超える場合は、
 第1希望の園に入園できないことがあります。

※ 決定通知書が届くまでは、入園可否のお問合わせ
 せはご遠慮ください。

ポイント 令和8年度途中での入園が決まっている人もなるべく上記期間にお申込みください。

Check

入園基準

入園できる児童は、条例に基づき次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する家庭の児童です。
 保育の必要性を考慮したうえで優先度の高い児童から選考します。

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| ① 就労 | 保護者が就労している。 |
| ② 母親の妊娠・出産 | 保護者が出産予定日の前後2カ月である。 |
| ③ 保護者の病気・障がい等 | 保護者が病気、負傷、心身に障がいがある。 |
| ④ 同居家族の介護・看護 | 同居している親族を常時介護・看病する必要がある。 |
| ⑤ 家庭の災害復旧 | 災害にあって復旧活動をしている。 |
| ⑥ 求職活動 | 日中、求職活動や起業活動をしている（最長90日間）。 |
| ⑦ 就学・技能取得 | 保護者が就労につながる就学をしている。 |
| ⑧ その他 | 虐待やDVのおそれがあるなど、保育が必要であると認められる場合。 |

認定こども園（教育部分）

※ 支給認定区分：1号認定

● 申込受付期間 11月4日（火）～ 随時受付

● 対象児 令和8年4月1日時点で満3歳以上の児童

● 提出書類

各園に用意してあります。園指定の申込用紙のほか、
 利用施設申込書の提出が必要です。

● 提出先

希望する園（市役所・各支所では受け付けていません）

● 入園決定

各園の選考方法に基づき、内定・決定されます。利
 用の際は支給認定が必要です。

保育園・認定こども園 入園手続き

☎ 福祉課 子育て支援係 ☎ 22-3167

令和8年度の保育園、認定こども園の新規入園申し込みを受け付けます。在園児の継続利用の手続き（現況届）は、各園を通じて別途お知らせします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。福祉課子育て支援係（☎22-3167）までお問い合わせください。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず、 教育を希望する人	● 認定こども園（教育部分） ● 幼稚園
2号認定	満3歳以上のお子さんで『保育を必要とする事 由』に該当し、保育施設での保育を希望する人	● 保育園
3号認定	満3歳未満のお子さんで『保育を必要とする事 由』に該当し、保育施設での保育を希望する人	● 認定こども園（保育部分）



市ホームページ

保育園・認定こども園一覧（令和8年4月見込み）

地区	施設名	公・私	電話	定員
保育園				
一の宮	坂梨保育園	公立	☎ 22-0435	55人
	宮地保育園	私立	☎ 22-2444	90人
	りんどう保育園	私立	☎ 22-4539	80人
波野	波野保育園	公立	☎ 24-2800	30人
阿蘇	内牧保育園	私立	☎ 32-0354	110人
	乙姫保育園	公立	☎ 32-0315	35人
	熊本YMC A赤水保育園	私立	☎ 35-0024	60人
	熊本YMC A尾ヶ石保育園	私立	☎ 32-0213	20人
	熊本YMC A永草保育園	私立	☎ 32-0810	30人
	山田保育園	公立	☎ 32-0794	45人
認定こども園				
一の宮	Felice Kids Garden	私立	☎ 22-4551	35人
	古城保育園	私立	☎ 22-0380	50人
阿蘇	阿蘇中央幼稚園	私立	☎ 32-3643	100人
	熊本YMC A黒川保育園	私立	☎ 34-0402	85人

※各施設の紹介パンフレットは福祉課窓口で配布するほか、市ホームページでもご覧いただけます。

塗装・防水工事・メンテナンス

株式会社 井上

〒869-2302
 熊本県阿蘇市三久保448番地22
 E-mail info@aso-inoue.com



塗装内容

（屋根・壁・破風板・軒天・塀・建具・他）

防水内容

（雨漏れ調査・屋上・ベランダ・コーキング・他）

— まずはご相談を —

もしも 0967-32-1501

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 *完全予約制です。

音声でのご連絡が難しい方のみ、FAX0967-22-5224で相談予約受付。お名前、FAX番号を必ずご記入ください。
 日程調整につきFAXで返信いたします。なお、相談にはご来所の必要があり、FAXでの相談はできません。

- ・当事務所での相談が初めての方は、30分まで無料
 - ・初回30分超または2回目以降は30分3500円
- ※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

弁護士 森 あい

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203（阿蘇市商工会一の宮支所となり）